

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年五月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年五月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>比企郡川島町大字牛ヶ谷戸字 牛谷前四六番一地从ら同郡 同町大字牛ヶ谷戸字諏訪六五 八番二地先まで</p>	<p>比企郡川島町大字牛ヶ谷戸字 牛谷前四四番二地从ら同郡 同町大字牛ヶ谷戸字諏訪六五 八番一地从先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一三・〇〇〇〜一三・五〇</p>	<p>八・〇二〇九・一三</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二二四・三四</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>歩道整備工事による。</p>		<p>備考</p>